逗丁甲の公共施設にわける不材の利用の促進に関する方針   新旧対照衣		
現行	改正後(案)	
逗子市の <u>公共施設</u> における木材 <u>の</u> 利用 <u>の</u> 促進に関する方針	「逗子市 <u>建築物等</u> における <u>木材利用促進</u> に関する方針」	
(趣旨)	(趣旨)	
第1 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22	第1 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利	
<u>年法律第36号)」第9</u> 条第1項の規定に基づき、国及び県の基本方針	用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)」第12条第1項の規定	
に即し、市内における <u>公共施設</u> の整備において、県産木材をはじめと	に基づき、国及び県の基本方針に即し、市内における <u>建築物等</u> の整備	
する木材の利用促進を図るため、この方針を策定する。	において、県産木材をはじめとする木材の利用 <u>の促進及び市が行う公</u>	
	共建築物等の整備において、横断的な取組により県産木材による木造	
	化、木質化を進め、木材の利用の促進を図ることにより、脱炭素社会	
	<u>の実現に資することを目的に</u> この方針を策定する。	
(用語の定義)	(用語の定義)	
第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該	第2 この方針において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該	
各号に定めるところによる。	各号に定めるところによる。	
(1) 公共施設 公共の用又は公用に供する建築物及び工作物をいい、	(1) 建築物 建築物のほか、ベンチや外構施設、ガードレールなどの	
<u>広く市民一般の利用に供されるものをいう。</u>	工作物 <u>を含む。</u>	
(2) 公共建築物 公共施設である建築物をいう。	(2) 備品 備品(机、いす、書棚等)のほか、消耗品(文房具等)も	
	<u>含む。</u>	
(3) <u>公共工作物</u> <u>公共施設である工作物</u> をいう。	(3) 建築物等 建築物及び備品を総称したものをいう。	
(4) 木造化 建築物又は工作物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等	(4) 木造化 建築物の柱、はり、けた、小屋組み又は壁等の全部又は	

- の全部又は一部を木造とすることをいう。
- (5) 木質化 建築物又は工作物の内装又は外装における木材利用及 び備品等における木材利用をいう。
- (6)県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料と する製材品及び木製品をいう。
- (7)品質認証材 かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品 質基準を満たし、認証された県産木材をいう。

(木材利用の意義)

- 第3 公共施設の木造化、木質化における木材利用については、次の意義 | 第3 建築物等における木材利用については、次の意義を有することを踏 を有することを踏まえて取り組む。
  - (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続 的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進への寄与
  - (2) 再生利用が容易な木材を原材料として使用している環境物品等 の調達の促進
  - (3)調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス効 果がある等、木材の特性を生かした快適な公共空間の創出
  - (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原 料に比べて少ない等、木材の特性を生かした環境への負荷の軽減

- 一部を木造とすることをいう。
- (5)木質化 建築物の内装又は外装における木材利用及び備品等にお ける木材利用をいう。
- (6)県産木材 神奈川県内で生産された素材並びに当該素材を材料と する製材品及び木製品をいい、主たるものを別表1に示す。
- (7) 品質認証材 品質認証材とは、次のものをいう。
  - ア 日本農林規格化等に関する法律に基づく日本農林規格 (JAS) の認証を受けた木材
  - イ かながわブランド県産木材品質認証制度の定める品質基準を 満たした県産木材
- ウ 他の地方公共団体において定める品質基準を満たした木材 (木材利用の意義)
- まえて取り組む。
  - (1) (略)
  - (2) 再生産可能な資源という木材の特性を生かした循環型社会の構 築への貢献
  - (3) 調湿性に優れ、高い断熱性を有し、又は人に対するリラックス 効果がある等、木材の特性を生かした快適な空間の創出
  - (4) 炭素固定機能を有し、加工及び輸送に必要なエネルギーが他の原 料に比べて少ない等、木材の特性を生かした脱炭素社会の実現への

(<u>公共施設</u>における木材<u>の</u>利用<u>の</u>促進のための施策に関する基本的事項)

- 第4 <u>公共施設</u>における木材利用促進のための施策に関する基本的事項 は次のとおりとする。
  - (1) 木材利用を促進すべき公共施設は別表1のとおりとする。

### (2) 木材の利用の促進のための施策の具体的方向

- ア 公共施設の整備にあたっては、可能な限り木材を利用した方 法を採用し、県産木材を使用するよう努めるものとする。
- イ 公共施設において使用される備品(机、いす、書棚等)及び 消耗品(文房具等)については、木材を原材料として使用した 物の利用の促進を図る。
- ウ 公共施設の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、 整備に必要な情報の提供を行う。
- (3) 木造化を促進すべき公共施設の範囲

木造化を促進すべき公共施設の範囲は、建築基準法その他の法 令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を 耐火構造とすることが求められていない低層の公共施設とする。

#### 貢献と環境への負荷の軽減

(<u>市内の建築物等</u>における<u>木材利用促進</u>のための施策に関する基本的事項)

第4 <u>市内の建築物等</u>における木材利用促進のための施策に関する基本 的事項は次のとおりとする。

### (1) 公共建築物等

別表2に該当する公共建築物の整備においては、可能な限り木材 を使用した方法を採用し、県産木材を使用するよう努める。また、 備品については、木材を原材料として使用した物の利用の 促進を図る。

### (2) 民間建築物等

民間建築物等の整備においては、木材の利用に関する情報提供等 を通じて、可能な限り木材を使用した方法を採用し、県産木材を使 用するよう促す。

## (3) その他

建築物等の利用に適した木材の供給体制の整備、品質の確保、整備に必要な情報の提供を行う。

(市が整備する公共施設における木材の利用の目標)

第5 市が整備する公共<u>施設</u>における木材の利用の目標は次のとおりと する。

#### (1) 公共建築物

ア 施設の木造化の推進

第4(3)の範囲に該当する公共建築物については、別表2に 掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただ し、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物と すること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公 共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推 進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木 造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努め るものとする。

イ 施設の木質化の推進

第4(3)の範囲に該当する公共建築物については、次により 積極的に木質化を推進する。

- (ア) 床、腰壁等の内装や外装における可能な限りの木質化
- (イ) 家具、調度品等における木製品の購入
- (2)公共工作物における木材利用

公共工作物においては、関連法令及び施設の設置基準並びに施 設の用途、耐久性、保安、維持管理等を考慮し、積極的に木材利 用を図る。 (市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標)

第5 市が整備する公共<u>建築物等</u>における木材の利用の目標は次のとおりとする。

#### (1) 公共建築物等

ア 公共建築物の木造化の推進

公共建築物については、別表<u>3</u>に掲げるものを除き、原則として木造化を図るものとする。ただし、建築基準法その他法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性能等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題等の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

イ 公共建築物等の木質化の推進

<u>公共建築物等については、別表3により木造化できない場合</u>でも、積極的に木質化を推進する。

(2)削除

(3) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(4)公共施設において利用する木材

市が行う公共<u>施設</u>の整備において使用する木材は、積極的に県産木材を使用するものとする。また、品質認証材の導入にも努めるものとする。

(公共施設における木材の利用の促進に関し必要な事項)

- 第6 公共施設における木材の利用の促進に関し必要な事項は次のとおりとする。
  - (1) コスト面で考慮すべき事項

公共施設を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの軽減を図るものとする。この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意する。

(2) 体制の整備に関する事項

市は、県産材等の円滑な利用を推進するため、関係機関との円滑 な連絡調整等を行う。

(3) 普及啓発に関する事項

市及び木造化・木質化した施設の管理者は、市民及び施設の 来訪者に木のぬくもりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努め (2) 木質バイオマス等の推進

公共建築物への暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイ オマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(3) 公共建築物において利用する木材

市が行う公共<u>建築物</u>の整備において使用する木材は、<u>別表4に</u> <u>掲げる場合を除き、</u>積極的に県産木材を使用するものとする。ま た、品質認証材の導入にも努めるものとする。

(公共建築物における木材利用促進に関し必要な事項)

- 第6 公共建築物における木材利用促進に関し必要な事項は次のとおりとする。
  - (1) コスト面で考慮すべき事項

公共<u>建築物</u>を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計上の工夫により維持管理コストの軽減を図るものとする。この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについても十分留意する。

(2) (略)

(3) (略)

る。また、地方公共団体以外の者が整備する公共施設において も、積極的に県産材等が利用されるように、施設の整備主体に 幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るよう留意する。

(木材の適切な供給の確保に関する基本的な事項)

第7 市は、木材利用者のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の 第7 (略) 供給及び品質等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法 の提案等に努めるものとする。

(国、県等との連携)

第8 市は、国、県及び地方公共団体以外の公共施設を整備する者、林業 | 第8 市は、国、県及び地方公共団体以外の公共施設を整備する者、林業 従事者、木材製造者その他の関係機関及び木材の利用に努める設計者 等と相互に連携し、県産材をはじめとする木材の利用促進及び供給確 保を図れるように努めるものとする。

附則

本方針は、平成24年4月1日から適用する。

(木材の適切な供給の確保に関する基本的な事項)

(国、県等との連携)

従事者、木材製造者その他の関係機関及び木材の利用に努める設計者 等と相互に連携し、県産木材をはじめとする木材利用促進及び供給確 保を図れるように努めるものとする。

(建築物木材利用促進協定制度の周知)

第9 市は、建築物等における木材の利用の取組みが進展するよう、建築 主となる事業者等に対し建築物木材利用促進協定制度の周知に努め る。

(附則)

(略)

本方針は、「逗子市の公共施設における木材の利用の促進に関する方 **針」は「逗子市建築物等における木材利用促進に関する方針」に名称** を変更する。

本方針は、令和6年3月1日から適用する。

月	リ表 1 主	な県産木材	
	素材		丸太
	製材品		板類、ひき割類、ひき角類
	加工材		プレカット材、加工丸太等
	合板		構造用合板、造作用合板等
	木製品	内装材	床材、壁材、天井板、階段、手摺り等
		建具等	ドア、サッシ、障子等建具類
		家具	机、椅子、テーブル、カウンター、棚、間
			仕切り、下駄箱等
		外構	門扉、柵、塀、施設案内板、ベンチ、遊具、
			歩道敷材等
		土木用材	間伐材使用型枠、土木等丸太製品、工事中
			標示板等
		その他木製品	食器、文房具、玩具等、原材料に県産木材
			を使用する製品

# 別表1 木材利用を促進すべき公共施設

# (1) 市が整備する公共施設

公共の用又は公用に供する建築物又は工作物であって、広く市民一 般の利用に供される施設

		種別	具体例
		学校	幼稚園、小学校、中学校等
		社会福祉施設	老人福祉施設、保育所等
		保健·衛生施設	病院、診療所等
		運動施設	体育館、水泳場等
	<del></del>	社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
公共施施	が 整	コミュニティ施設	地域活動センター等
設っ	前す	都市・住宅施設	公園、市営住宅等
7	3	行政施設	庁舎等
		公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等
			における工作物
		その他市が整備する	
		公共施設	

# 別表2 木材利用を促進すべき公共建築物

### (1) 市が整備する公共建築物

公共の用又は公用に供する建築物であって、広く市民一般の利用に 供される施設

	種別	具体例
	学校	幼稚園、小学校、中学校等
	社会福祉施設	<u>児童福祉施設</u> 、老人福祉施設、 保育所等
	保健・衛生施設	病院、診療所等
	運動施設	体育館、水泳場等
おおが	社会教育施設	図書館、美術館、公民館等
公共建築物公共建築物	コミュニティ施設	地域活動センター等
物する	都市・住宅施設	公園、市営住宅等
	行政施設	庁舎等
	公共工作物	公共土木工事、森林整備工事等
		における工作物
	その他市が整備する	
	公共施設	

# (2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる公共施設

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性 が高いと認められる施設

	種別	具体例
	学校	幼稚園、小学校、中学校、高等 学校等
市以	社会福祉施設	老人福祉施設、保育所等
以外の	保健・衛生施設	病院、診療所等
共 者 が	運動施設	体育館、水泳場等
設 整備する	社会教育施設	図書館、美術館、青少年の家等
する	公共工作物	ベンチ、外構施設等
	その他	公共交通機関の旅客施設、高速
		道路の休憩所等

# (2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる公共建築物

広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性 が高いと認められる建築物

	種別	具体例
	学校	幼稚園、小学校、中学校等
	社会福祉施設	児童福祉施設、老人福祉施設、
市		保育所等
	保健·衛生施設	病院、診療所等
以外の者が整備	運動施設	体育館、水泳場等
壁築物整	社会教育施設	図書館、美術館、青少年の家等
# 備 する	コミュニティ施設	地域活動センター等
る	公共工作物	ベンチ、外構施設等
	その他	公共交通機関の旅客施設、高速
		道路の休憩所等

### 別表2 建築物を木造化できない場合

- (1)建築基準法等の法令、施設の設置基準等により木造化が<u>適当で</u>ないと認められる場合
- (2)施設の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合
- (3)他の工法と比較して著しく建築費用を要する場合など木造化が 困難と認められる場合
- (4)その他建築物の木造化が困難と認められる場合

## 別表3 建築物を木造化できない場合

- (1)建築基準法等の法令、建築物の設置基準等により木造化が<u>でき</u>ない場合
- (2)建築物の用途、安全性、維持管理等を考慮して木造化が困難と認められる場合
- (3) 削除
- (3) その他建築物の木造化が困難と認められる場合

### 別表4 県産木材を使用しない場合

- (1)法令の規定等により県産木材を使用できない場合
- (2)県産木材による供給が困難である場合
- (3)その他相当の理由により県産木材の使用が適当でない場合